

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を改定すること。（別表第一から別表第十一まで関係）

二 諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を改定すること。（第十条の四関係）

2 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の八十五（特定管理職員にあつては百分の百五、指定制職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の九十）に引き上げるとともに、五十五歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額）に乗ずる割合を改定すること。また、再任用職員の勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の四十（特定管理職員にあつては百分の五十）に引き上げること。

(法第一条の規定による改正後の第十九条の七及び附則第十一項関係)

- 3 勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の八十(特定管理職員にあつては百分の百、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の八十七・五)に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の八十(特定管理職員にあつては百分の百、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の八十七・五)に引き下げるとともに、五十五歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額)に乗ずる割合を改定すること。また、再任用職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の三十七・五(特定管理職員にあつては百分の四十七・五)に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の三十七・五(特定管理職員にあつては百分の四十七・五)に引き下げること。(法第二条の規定による改正後の第九条の七及び附則第十一項関係)

## 第二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

- 一 始業及び終業の時刻について職員の申告を経て勤務時間を割り振ることができる職員の範囲を拡大すること。(第六条第三項関係)

二 子の養育又は配偶者等の介護をする職員その他これに類する状況にある職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について職員の申告を経て週休日の特例を設け、及び勤務時間を割り振ることができるとする。 (第六条第四項関係)

第三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

全俸給表の全俸給月額を改定すること。(第六条関係)

二 期末手当の改定

1 十二月期の支給割合を百分の百六十に引き上げること。(法第四条の規定による改正後の第七条関係)

2 六月期の支給割合を百分の百五十七・五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百五十七・五に引き下げること。(法第五条の規定による改正後の第七条関係)

第四 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を改定すること。（第七条関係）

二 期末手当の改定

1 十二月期の支給割合を百分の百六十に引き上げること。（法第六条の規定による改正後の第八条関係）

2 六月期の支給割合を百分の百五十七・五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百五十七・五に引き下げること。（法第七条の規定による改正後の第八条関係）

第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の二3、第二、第三の二2及び第四の二2は平成二十八年四月一日から施行し、第一の一、二1及び2、第三の一及び二1並びに第四の一及び二1は平成二十七年四月一日から適用すること。

二 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。